

大分県消費生活審議会公募委員募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和53年大分県条例第32号）第44条に基づき設置する大分県消費生活審議会（以下「審議会」という。）において、幅広く県民から意見を聴くために委員を公募するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。ただし、国、地方公共団体の議員又は常勤職員になっている者は除く。

- (1) 県内に居住する満20歳（公募する年度の4月1日現在）以上の者
- (2) 本県の消費生活に関する事項に関心を有し、建設的な提言ができる者
- (3) 任期中の平日昼間に、大分市内で開催する審議会への出席が可能な者

(募集人数)

第3条 公募による委員（以下「公募委員」という。）は2人とする。

(公募委員の任期)

第4条 公募委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(応募方法)

第5条 公募委員に応募しようとする者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 大分県消費生活審議会公募委員応募申込書
 - (2) 消費生活・消費者問題に関する小論文（様式は任意、800字程度）
- 2 前項の提出書類については、返却しないものとする。

(募集期間)

第6条 募集期間は、概ね1ヶ月程度とする。

(公募委員の選考)

第7条 公募委員の選考は、別に定める公募委員選考要領に基づき行う。

(選考結果の通知)

第8条 選考結果は、応募者本人に対し通知するものとする。

附 則

この要領は、平成29年11月7日から適用する。